

平成 25 年度 第 3 回橋本市生活交通ネットワーク協議会 議事録

1. 開催日時 平成 26 年 1 月 24 日（金）午前 10 時～

2. 開催場所 橋本市東家 1 丁目 6 番 27 号 橋本市教育文化会館 3 階 第 1 研修室

3.出席者

会 長	辻本 勝久	(和歌山大学経済学部教授)
副会長	渋田 年男	(橋本市身体障害者連盟会長)
委 員	堀川 憲一	(橋本市区長連合会会長)
	辻田 育文	(橋本市老人クラブ連合会会長)
	鈴木 健二	(住民代表)
	金森 睦郎	(住民代表)
	畑野 富雄	(橋本商工会議所会頭)【代理：橋本市商工会議所専務 岸田俊規】
	蒔田 一郎	(高野口町商工会会長)
	中西 健	(橋本市コミュニティバス検討委員会委員長)
	谷口 潤	(国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局首席運輸企画専門官)
	杉本 昌弘	(国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局首席運輸企画専門官)
	坂部 直成	(南海りんかんバス(株)取締役社長)
	谷口 保孝	(和歌山バス那賀(株)取締役社長)
	楠山 佳明	(大阪第一交通(株)橋本営業所所長)
	奥田 益久	(南海りんかんバス(株)従業員代表)
	西村 芳通	(社団法人和歌山県タクシー協会専務理事)
	玉田 功一	(国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所道路管理第一課長)
	松浦 広之	(橋本市 建設部長)
	鉛口 恵吾	(橋本警察署長)【代理 東交通課係長】
	桃井 康	(かつらぎ警察署長)【代理 藤田交通課係長】
	鈴木 孝志	(和歌山県企画地域振興局総合交通政策課長)
	清原 雅代	(橋本市副市長)
	松浦 広之	(橋本市建設部長)
	北山 茂樹	(橋本市総務部長)

事務局

阪口 浩章	(橋本市総務部総務課長)
坂口 義治	(橋本市総務部総務課長補佐)
石井 富美夫	(橋本市総務部総務課主任)

4.欠席者

石橋 英和	(橋本市議会議長)
-------	-----------

川村 昌彦 (有鉄観光タクシー(株) 社長)
森下 清司 (公益社団法人和歌山県バス協会専務理事)
久保 進 (和歌山県伊都振興局建設部長)
西林 嗣郎 (かつらぎ町建設課長)
森川 嘉久 (橋本市企画部長)

5.会長挨拶 辻本会長

6.会議資料

資料1 平成25年度 第3回橋本市生活交通ネットワーク協議会

資料2 橋本市コミュニティバス北ルート概要

資料3 第2次橋本市生活交通ネットワーク計画(案)

8.議 題

(1) 報告事項

1. 橋本市コミュニティバスの利用状況について
2. コミュニティバス北ルートのダイヤ等について

(2) 協議事項

1. 第2次橋本市生活交通ネットワーク計画(案)について
2. その他

9.議 事

【議長(辻本会長)】 傍聴希望者が1名いますので認めたと思います。

(1) 報告事項

1. 橋本市コミュニティバスの利用状況について

【事務局】 協議会資料に基づき橋本市コミュニティバスの利用状況について説明。

【議長(辻本会長)】 委員に事務局が説明した内容について意見を求め、各委員の意見はなし。

2. コミュニティバス北ルートのダイヤ等について

【事務局】 会議資料に基づきコミュニティバス北ルートのダイヤ等について説明。

コミュニティバス北ルートの4月からの運行開始は前回協議会(11/20)で承認いただいたが、ルート・ダイヤ等の詳細については、一般公開前に橋本市コミュニティバス検討委員会委員に資料を提供し意見を求めるとのことであった。北ルートは既存各ルートと同様1日6便(右回り・左回り各3便)で所要時間は約90分。運行車両は、北ルートの道路状況(道路傾斜、車両底部接触箇所、カーブ等)による安全運行、またや財政的な観点より既存のハイエースワゴンタイプが最適と考える。また、ルート・ダイヤ編成にあたっては、コミュニティバス導入に関するガイドラインの要件を満たすため、

既存路線バスとの競争を避けるため、林間田園都市駅や橋本市民病院への直接乗入れは行わないこととした。コミュニティバス検討委員会の各委員からは特に問題はないとのことであったが、当協議会において正式承認をいただきたく考えます。

【議長（辻本会長）】 北ルートについて各委員に意見を求める。

【杉本委員（和歌山運輸支局）】 北ルートは当面実証運行となるのか。また、実証期間はどれくらいなのか。

【事務局】 4月からの運行については実証運行であり、概ね1年間と考えています。また、その間に乗降調査等を実施し、必要であれば見直しを含め検討します。

【議長（辻本会長）】 他に意見は。

【渋谷委員（身体障害者連盟）】 北ルートの新設にあたり市民への告知方法等についてはどうですか。

【事務局】 市民への告知方法として、広報はしもとや市ホームページへの記事の掲載、新聞折込みによるルート・ダイヤ表の配布等となりますが、ルート新設により文字が小さくなるので、できる限り配慮できればと思います。

【議長（辻本会長）】 十分な配慮をお願いします。

【谷口委員（和歌山運輸支局）】 4月1日から消費税が5%から8%に上りますが、コミュバスの運賃はどうなりますか。

【事務局】 コミュニティバスの運賃は、現行の大人200円、子供100円で、運行経費も含め不足分は市の負担となります。

【議長（辻本会長）】 他に何かありませんか。

【各委員】 なし。

【議長（辻本会長）】 北ルートの件については本協議会として正式決定とします。

(2) 協議事項

1. 第2次橋本市生活交通ネットワーク計画（案）について

【事務局】 会議資料に基づき第2次橋本市生活交通ネットワーク計画（案）について説明

【議長（辻本会長）】 今回の計画（案）は骨子であり、協議会委員の意見や今後実施されるパブリック

コメントも参考に修正をかけ3月に確定することとなります。

【杉本委員（和歌山運輸支局）】 橋本市でこのような計画は平成22年度に地域公共交通活性化再生法の連携計画として始められ、平成23年度に国の補助制度の変更に伴い生活交通ネットワーク計画として3ヶ年計画に移行したものと理解しています。ネットワーク計画が活性化再生法の連携計画としての位置づけができれば、国からの補助制度の活用もできることとなるので検討頂ければと思います。

【議長（辻本会長）】 確かに初めは連携計画であったものが、生活交通ネットワーク計画として現在に至っています。連携計画という位置付けにもなり得るものであれば、橋本市の地域公共交通をより良くする為には良いのだろうという事なので、検討していきたいと思います。

【鈴木委員（住民代表）】 コミュニティバスの運行については、市民の方に便利の良いようにと言う点が基本になる反面、運行経費を抑えておく必要もあると思います。計画の中に入れる・入れないは別にして、前は3千万の上限が示されていたが、サービスの拡大と経費のバランスも必要となります。

【議長（辻本会長）】 今回の計画には、支出の上限に関する事は入っていません。収支率、運行継続基準の項目は掲げていますが、具体的な数値は盛り込んでいません。この点をご意見頂きたいと思います。あとパブリックコメントの進め方についてはどういう形になりますか。

【事務局】 パブリックコメント、本日の協議会を経て委員の皆様から1月中にご意見を頂戴致します。その内容を精査し計画（案）という形で市民の皆様に意見募集を行います。期間は2月6日から2月19日の間を予定しています。

【鈴木委員（県総合交通政策課）】 コミュニティバスの持続可能な運行のためのガイドラインの策定と適用についてですが、計画の策定をもって策定になるのか。もし、そうであれば、この基準が非常に重要なところであり、財政負担も踏まえて基準を設けないことには持続可能な運行とはならないと思いますので、策定にあたっては十分しっかりとした議論をした上で、定めて頂きたいと思います。

【事務局】 平成26年度中に乗降調査を行い、利用者数等の実績が見えてくると思います。その結果を分析し、協議会において慎重に審議をしなければならないと考えています。

【橋本市商工会議所】 運行継続基準が何人とかも大切ですが、もっと1人あたりの運行経費とかの概念も取り入れる必要があると思います。コミュニティバス事業というのは福祉的な意味合いもありますし、交通事業なのか福祉事業なのかというところを判断する上で経費もきちっと金額とかで提示頂いた方が分かりやすいと思います。

【議長（辻本会長）】 利用者数の基準だけではなく、経費面も考えて、或いは、地域によっては、利用者数と経費の基準により判断する仕方もあるのではないかと思います。

【谷口委員（和歌山運輸支局）】 皆様方に御報告させて頂きたいと思います。昨年 12 月 4 日付けで、交通政策基本法という法律が交付・施行されております。地域の交通をどのようにしていくか。地域でみんなで考えて行きましょうという様な法律です。それぞれの交通手段をそれぞれの特性に応じて適切に役割分担していくと。住民・自治体・事業者・国の関係者が連携協力して対策を講じていくという法律です。色々役割がございまして、国の役割、それから自治体・事業者・住民。それぞれの役割も明記されております。是非とも参考にして頂けたらと思います。

【金森委員（住民代表）】 今の法律の話ですが、法律が出来上がってからその法律に対して従っていくという考え方もありますが、このような協議会があるわけですから、決めて行く段階で我々も意見を反映できる場も必要と思います。

【杉本委員（和歌山運輸支局）】 交通政策基本法は、あくまで基本法なので、最終的には地域の公共交通政策については、国、地方自治体、住民も参画していただく構図の中で、地域のことは地域で決めて行ってくださいよと言う趣旨の事になっています。この場が橋本市の検討する場として、今日提示いただいた計画案もそういうイメージで作り作り上げて行って頂ければと思います。

【議長（辻本会長）】 今日示した計画案は骨子でありたたき台です。1 月中を目処に意見等をお願いします。

【南海りんかんバス（坂部委員）】 交通政策基本法の第 10 条で交通関連事業者の責務として、「適切な情報提供をおこなうものとする」となっておりますので、それに基づいて発言させて頂きます。消費税引き上げに伴う当社路線バスの運賃改定のお知らせです。消費税率が 5%から 8%に引き上げられ、弊社においても運賃については、消費税の上昇分だけ運賃に転嫁させて頂くということで、昨年末に申請を致しております。詳細については、認可を頂いた時点で開示させていただきますが、まずはこれをご一報として報告します。また、利用者サービスの観点より利用者の一番多い林間田園都市駅前の時刻表と路線図を分かりやすい形で表示する取組みを進めています。

【渋谷副会長】 閉会挨拶により協議会終了。